

傷害特約(2012) 目次

(2021年3月改定)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の給付に関する規定

- 第3条 保険金・給付金の支払
- 第4条 保険金・給付金を支払わない場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約保険料の払込免除をしない場合

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

- 第7条 総則
- 第8条 中途付加された特約の責任開始期
- 第9条 特約保険金額の自動減額等
- 第10条 特約の払戻金
- 第11条 特約の更新
- 第12条 特約の社員配当金
- 第13条 普通保険約款の規定の適用

傷害特約(2012)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に定期保険特約(2012)、収入保障特約(2012)、生存給付定期保険特約(2012)または収入保障特約＜遞減型＞(2014)（以下「定期保険特約等」といいます。）とあわせて付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（告知義務）の規定により、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で契約者の指定により定めるものとします。

第2編 この特約の給付に関する規定

(保険金・給付金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款第5条（保険金等の支払）の支払事由とは、第2項各号の保険金および給付金ごとにそれぞれ当該各号に定める支払事由をいい、会社は、これらの支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、保険金または給付金を支払います。

2 この特約の保険金および給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	災害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。 イ. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発病した感染症 ^{【備考2】} を直接の原因として死亡したとき。	特約保険金額	普通保険約款に定める死亡給付受取人

第3条 備考

【備考1】責任開始

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】感染症

次の(1)または(2)のいずれかに該当する疾病をいいます。

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」といいます。）第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうち次のもの。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症

(2)	障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始 ^{〔備考1〕} 期以後に発生した不慮の事故(別表2)を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に身体障害の状態(別表10)に該当したとき。	第4項第1号に定める金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人	急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症
3	災害保険金および障害給付金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。				
4	災害保険金および障害給付金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。				
(1)	第2項の障害給付金の支払額は、特約保険金額に、被保険者が該当した身体障害の状態(別表10)の等級に応じた給付割合を乗じた金額とします。				
(2)	会社は、災害保険金を支払う場合に、障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、特約保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引いて支払います。				
	ア. 災害保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき。				
	イ. 災害保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受け、まだ支払っていないとき。				
(3)	災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。				
(4)	この特約による障害給付金の支払は、給付割合を通算して10割をもって限度とします。				
(5)	この特約の保険期間満了の日に、身体障害の状態(別表10)のうち回復の見込がないことが明らかでないために障害給付金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故の日から起算して180日以内にその状態の回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間中に身体障害の状態(別表10)に該当したものとみなして障害給付金を支払います。				
(保険金・給付金を支払わない場合)					
第4条 前条第2項各号に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の保険金または給付金を支払いません。					
号	保険金・給付金の免責事由				
(1)	災害保険金を支払わない場合	次のいずれかにより被保険者が災害保険金の支払事由に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 死亡給付受取人の故意または重大な過失 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱			

(2) 障害給付金を支払わない場合	<p>次のいずれかにより被保険者が障害給付金の支払事由に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 地震、噴火または津波 ク. 戦争その他の変乱
-------------------	---

2 被保険者が死亡給付受取人の故意または重大な過失によって災害保険金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の死亡給付受取人に支払います。被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって障害給付金の支払事由に該当した場合も同様とします。

3 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって災害保険金または障害給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、被保険者が次の各号に定める特約保険料の払込免除事由のいずれかに該当した場合には、この特約について、次の払込期月^{【備考1】}以後の特約保険料の払込を免除します。

号	区分	特約保険料の払込免除事由
(1) 高度障害状態による特約保険料の払込免除		<p>被保険者が、責任開始^{【備考2】}期以後の原因によって高度障害状態（別表3）に該当したとき。</p> <p>この場合、責任開始^{【備考2】}期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始^{【備考2】}期以後の傷害または疾病^{【備考3】}を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。</p>
(2) 要介護状態による特約保険料の払込免除		<p>被保険者が責任開始^{【備考2】}期以後の原因によって次のアまたはイのいずれかの事由に該当したことが、医師によって診断確定されたとき。</p> <p>ア. 認知症による要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。</p> <p>イ. 寝たきりによる要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。</p>
(3) 身体障害の状態による特約保険料の払込免除		<p>被保険者が、責任開始^{【備考2】}期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。</p> <p>この場合、責任開始^{【備考2】}期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始^{【備考2】}期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。</p>

2 被保険者が、責任開始^{【備考2】}期前に発病していた疾病を原因として、責任開始^{【備考2】}期以後に高度障害状態（別表3）または前項第2号のアもしくはイに定める事由に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結の際^{【備考4】}に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始^{【備考2】}期以後に発病した

第5条 備考

【備考1】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

【備考2】責任開始

この特約が付加された特約組立型総合保険契約の責任開始とし（第8条（中途付加された特約の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に付加されたこの特約についても当該保険契約の責任開始とします。）、当該保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考3】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

【備考4】保険契約の締結の際

保険契約の復活が行なわれ

ものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除をしない場合)

第6条 前条第1項各号に定める特約保険料の払込免除事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の規定による特約保険料の払込免除を行ないません。

号	特約保険料の払込免除の免責事由
(1) 高度障害状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第1号）に該当したとき。 ア. 被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の故意 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 戦争その他の変乱
(2) 要介護状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が要介護状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第2号）に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の薬物依存 <small>【備考1】</small> エ. 戦争その他の変乱
(3) 身体障害の状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が身体障害の状態による特約保険料の払込免除事由（前条第1項第3号）に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 オ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 カ. 地震、噴火または津波 キ. 戦争その他の変乱

2 前項第1号エ、第2号エまたは第3号カもしくはキの免責事由により特約保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、前項の規定にかかわらず、特約保険料の払込を免除します。

た場合には、最後の復活の際とします。

第6条 備考

【備考1】薬物依存

平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾患、傷害および死因統計分類提要 ICDO-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

第7条 第2編（この特約の給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。なお、この特約に関する次の各号の取扱については、それぞれ当該各号に定める普通保険約款の規定によるものとします。

号	この特約に関する取扱	対応する普通保険約款の規定
(1) 特約の責任開始期		第7条（会社の責任開始期） ただし、中途付加されたこの特約の責任開始期については、この特約の第8条の規定によるものとします。

(2) 保険料の払込期月中または猶予期間中に保険事故（保険金もしくは給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由）が発生した場合の取扱	第13条（払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合）
(3) 特約の復活	第16条（保険契約の復活） なお、保険契約の復活の請求があった場合、当該保険契約に付加されているすべての特約について復活の請求があったものとします。
(4) 保険金等の請求手続、支払の時期および場所	第17条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）
(5) 特約の保険金額の減額	第20条（保険金額等の減額）
(6) 特約の消滅の際に普通保険約款に定める貸付金がある場合の取扱	第28条（貸付金の返済）
(7) 詐欺による特約の取消	第29条（詐欺による取消）
(8) 不法取得目的による特約の無効	第30条（不法取得目的による無効）
(9) 告知義務違反による特約の解除	第31条（告知義務違反による解除）
(10) 重大事由による特約の解除	第32条（重大事由による解除）
(11) 特約の解約	第33条（解約）

(中途付加された特約の責任開始期)

第8条 普通保険約款第7条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約保険金額の自動減額等)

第9条 この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約等（この特約の締結後に付加された会社の定める特約を含みます。以下本条および第11条において同じ。）の死亡保険金額および換算保障額^{【備考1】}の合計額（以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）が定期保険特約等の解約または保険期間の満了等により減少したために、当該死亡保険金等の合計額に対するこの特約の保険金額の割合が会社の定める限度をこえるにいたった場合には、その限度を満たす範囲までこの特約の保険金額を減額するものとします。ただし、定期保険特約等の死亡保険金等の合計額が「0」となつた場合、または減額後のこの特約の保険金額が会社の定める金額を下回ることとなる場合は、この特約は解約されたものとします。

2 この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約等の一部が解約された場合に、この特約の保険期間満了の日が残存する定期保険特約等の保険期間満了の日をこえるときは、この特約は、残存する定期保険特約等の保険期間満了と同時に解約されたものとします。

3 第1項の規定によりこの特約の保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第9条 備考**【備考1】換算保障額**

収入保障特約（2012）等の特約年金の支払事由が生じた日において、年金支払期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。

(特約の払戻金)

第10条 この特約については、払戻金はありません。

(特約の更新)

第11条 この特約の保険期間が満了する場合で、この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約等の保険期間が同時に満了し定期保険特約等が更新されるとときは、契約者が保険期間満了の日の2ヵ月前までに反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。

- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
 - (2) 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 この特約が更新された場合、更新後のこの特約について、第3条（保険金・給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- 4 定期保険特約等の特約条項に定める更新後の特約の保険期間、保険金額および第1回保険料の払込ならびに更新後の特約に適用される特約条項および保険料率等に関する規定は、この特約の更新の場合に準用します。

(特約の社員配当金)

第12条 この特約については、社員配当金はありません。

(普通保険約款の規定の適用)

第13条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。